

# 犯罪者処遇プログラムの有効性に関する 評価理念の変遷

——Nothing Works から What Works へ——

Changes in Evaluation Ideology Regarding the Effectiveness  
of Offender Treatment Programs: From Nothing Works to What Works

藤 本 哲 也\*

## 1 はじめに

筆者は、長い間、欧米、特にアメリカの犯罪者処遇の基本理念が、1975年を境として、「社会復帰モデル」(Medical Model) から「公正モデル」(Justice Model) へ(司法モデルとしては、「治療的司法」から「懲罰的司法」へ)と変遷し、社会内処遇も1975年以前の「行政型社会内処遇」(犯罪者の改善更生や社会復帰を考慮に入れたもの)と以降の「司法型社会内処遇」(犯罪者への応報、隔離、無害化を重視するもの)において、大きな変化があるのはなぜかということに疑問を抱いていた。

そして、こうした変遷の基礎にある社会的背景として、筆者は、1973年のオイルショックにその遠因を求め、マーティンソンら(R. Martinson, D. Lipton, and J. Wilks)が社会復帰プログラムについて行った評価研究の結果として、彼らが下した結論、「Nothing Works (全部が無効だ)」という見解そのものに、その直接的な原因があるのではないかと考えていた<sup>1)</sup>。

---

\* 名誉研究所員・中央大学名誉教授

1) 拙著『刑事政策概論(全訂第七版)』青林書院(2015年)293頁以下。Martinson, R., "What Works? Questions and Answers about Prison Reform," *Public*

確かに、1960年代後半まで、アメリカの犯罪学者は、犯罪の原因の科学的研究は、再犯を減らすための処遇の個別化の基礎を形成するものであると信じていた。すなわち、犯罪者には犯罪をする何らかの原因があるのだから、その原因を探究し、それを除去することが、再犯を防止する重要な施策であると考えていたのである。

しかしながら、1970年代半ば頃には、こうした考え方は崩壊し、矯正の分野において「Nothing Works」という考え方が台頭し、その後、犯罪の原因は構造的であり、犯罪は社会正義を通じてのみ減らすことができるということを強調する、「What Works（何が有効か）」という専門的イデオロギーに置き換えられたのである<sup>2)</sup>。

---

*Interest*, 1974, Vol. 35, pp. 22-54. Lipton, D., Martinson, R. and J. Wilks, *The Effectiveness of Correctional Treatment: A Survey of Treatment Evaluation Studies*. New York: Praeger, 1975. 本書は、1945年から1967年にかけて行われた犯罪者・非行少年の処遇を評価する調査研究の記述をまとめたものである。231の研究それぞれに注釈がつけられ、カテゴリーに分類されている。研究結果は、11の処遇方法（独立変数）と7つの望ましい変化の領域（従属変数）に従って分類されている。独立変数には、施設収容、仮釈放、ケースワークと個人カウンセリング、環境療法、治療方法などが含まれている。従属変数としては、累犯、施設適応、職業適応、教育達成、薬物・アルコール再依存、性格・態度の変化、地域適応などが取り上げられている。1975年、ロバート・マーティンソンは、共著者のダグラス・リプトン、ジュディス・ウィルクスとともに、研究成果を『矯正処遇の有効性』として発表した。その中で、マーティンソンは、「いくつかの処遇プログラムはささやかな成功を収めたが、矯正の分野ではまだ再犯率を大幅に下げる満足のいく方法を見つけれられていないと結論づけなければならない」と指摘している。

- 2) 前注で紹介したリプトン=マーティンソン=ウィルクスが執筆した「矯正処遇の有効性：処遇評価研究の調査」は、1975年に出版された。この研究のリーダーであるリプトンは、ニューヨーク州刑事司法部の研究部長であった。ニューヨーク州知事犯罪者諮問委員会は、1967年にリプトンに、犯罪者を社会復帰させる最も効果的な方法について調査を依頼した。リプトンは、社会学博士号を取得していたマーティンソンと、インディアナ州出身の若い研究者であるウィルクスをニューヨーク市刑事司法計画知識センターの所長と副所長として採

この点、今回本論文を書くにあたって参考としたシンシナティ大学のカレン教授 (Francis T. Cullen) とニューブルンスウィック大学セント・ジョン校のゼンドロウ教授 (Paul Gendreau) の論文「『Nothing Works』から『What Works』へ：20世紀における専門的イデオロギーの変遷」において、著者らは、こうした「Nothing Works」や「What Works」という考え方にメリットがないわけではないが、この専門的イデオロギーは、犯罪

---

用し、一緒に仕事をしている。彼らの著書『矯正処遇の有効性』は736頁の大著である。

この本には、実質的な一般的結論や全体的な政策提言は含まれていない。この本の結論部分は、「矯正処遇と調査研究の不適切性 (Inadequacies of Correctional Treatment and Research) と題する2頁のセクションで締めくくられている。そのセクションは、著書の第16章「地域社会内調整」に含まれている。

ハリナン (Joseph T. Hallinan) によれば、この本は5年前に完成した原稿を編集したものであり、1970年には、すでに「矯正処遇の有効性」という表題が付けられていたと言う。総頁数1,484頁に及ぶ大作であった。しかし、ニューヨーク州は、さまざまな理由から、彼らの著作を出版することを拒否したとのことである。

1974年に、マーティンソンは雑誌『Public Interest』に寄稿した際に、原稿の経緯について、次のように説明している。「1972年の春、私が最終的な出版に向けてこの研究を再編集してから丸1年後、ニューヨーク州はこの研究を出版しなかっただけでなく、私が独自に出版することも拒否した。もし、弁護士のジョセフ・アラン・カプロン (Joseph Alan Kaplon) が、ブロンクス最高裁での裁判の証拠として、この文書を州から召喚していなければ、今日でもこの文書は、私や一般市民の手に渡ることはなかったであろう」。「私がこの研究を公開しようと努力している間に、この研究についての報告が広く世に行き渡るようになり、水面下で良い評判のようなものを得ることができた。私の1974年の論文は、その1,400頁にも及ぶ原稿に含まれる調査結果について、簡単な内容のものではあるが、初めて世の中に公表されたものである」。

ここで気になるのは、Martinson の1972年の説明では、本調査研究の原稿が800頁とされている点である。好意的に解釈すれば、報告されている総頁数約1,400頁と約800頁との違い、『矯正処遇の有効性』の現存する著書736頁との違いは、より長い原稿が省略・編集されて出版されたことを示唆しているように思われる。

学の中核的な知的プロジェクトとして、「何がうまくいかないか」を強調する「知識破壊（knowledge destruction）」を正当化し、「何がうまくいくか」を探究する「知識構築（knowledge construction）」の努力を損なうという不幸な結果をもたらしたとしている<sup>3)</sup>。

そうは言うものの、現実の問題として、英米においては、矯正の分野において、「What Works」を模索する動きは、犯罪関連の問題を解決するために科学の使用を再び支持する専門的イデオロギーとして台頭しつつある。カレン教授とゼンドロウ教授は、この新しいビジョン「What Works」が受け入れられれば、犯罪学を学問として進化させ、「犯罪者」と「公共の秩序の維持」の双方の共通の財産として、「Nothing Works」という教義以上に、犯罪学に貢献すると主張するのである。

以下においては、両教授の共著論文を参考にしながら、筆者自身の年来の疑問の解決に向けて、「Nothing Works」の概念と「What Works」の概念の相違と変遷について分析してみることにはしたいと思う。

## 2 カレン教授とゼンドロウ教授の問題提起

まず、すべての分析の前提条件として、カレン教授とゼンドロウ教授の問題提起から見てみることにしよう。両教授は、概略、以下のように述べている。

社会学や犯罪社会学の基本的な前提として、学術的な思考は、社会の一般人の思考と同様に、広く行き渡っている社会的文脈によって形成されるというものである。

時には、この洞察力が行き過ぎてしまうこともある。そのため、学術的な知識を、すべての真実の主張が同じように関連しているとみなされる、単なる現実の社会的構築物にまで還元しようとする、誤った試みがなされ

---

3) Cullen, F. T., and P. Gendreau, "From Nothing Works to What Works: Changing Professional Ideology in the 21st Century," *The Prison Journal*, Vol. 81, No. 3, 2001, pp. 313-338.

るのである。

あるいは、前提条件があまりにも決定論的に進められる場合もある。ある者は、科学的なパラダイムは完全に透過的なものではなく、独自の内部論理を作り出すものであるということをおぼえている。つまり、あるアイデアは他のアイデアと融合する場合があります、ある意味では、外部の力とは別に、その発展に影響を与える独自の生命力を持っている場合もあるのである。そうした点からすれば、もしたとえ控えめに言及したとしても、社会学や犯罪社会学の基本的な前提は確かに正しいと言えるであろう。個人的に見ても、また社会的な事象としても、科学的思考は、結論がデータの内容のみによって決定される、純粋に合理的な儀式ではないのである。

C. ライト・ミルズ (C. Wright Mills) は、この事実を認識した上で、社会の迷える人々や社会問題を研究する社会病理学者の専門的イデオロギーを痛烈に批判した。専門的イデオロギーとは、学術的な関心を特定の調査ラインに集中させ、他の調査ラインから遠ざけるための信念の中核となるもので、明示的なものもあれば暗黙的なものもある。このような信念は、経験的に有効かもしれないが、必ずしもそうである必要はないのである。それは論理的に強力であるかもしれないが、だからと言って社会的経験によって条件づけられていないわけではないのである。いずれにしても、信念の根底にあるものと矛盾する経験的な結果に対して、論者は、抵抗したり拒絶したりすることになるが、専門的イデオロギーが効果的であるためには、そのイデオロギーに異議を唱える者が、制裁とまではいなくても、委縮させられるくらいに、学問分野内において十分な数の学者や実務家によって支持されなければならないのである。本当に効果的であるためには、その専門的イデオロギーは、イデオロギーとしてではなく、明らかな真実に基づく信念と背景となる仮定の合意されたセットとして見られなければならないのである<sup>4)</sup>。

---

4) Mills, C.W., "The Professional Ideology of Social Pathologists," *American Journal of Sociology*, 1942, Vol. 49, pp. 165-180. なお、Mills, C.W., *The Sociological Imagination*. Oxford: Oxford University Press, 1959. (鈴木広訳『社会学的想像

このような状況の中で、カレン教授とゼンドロウ教授は、矯正に関する学術的研究、そしてより一般的には学問としての犯罪学は、過去四半世紀の間、知識の構築ではなく知識の破壊を目的とした専門的イデオロギーによって支配されてきたという仮説を立てることができると言うのである。言い換えれば、学者は学問としての犯罪学の中で、何が機能しているかを示すのではなく、何が機能していないかを示すように教育されてきた嫌いがあるとする。

そして、カレン教授とゼンドロウ教授は、この専門的イデオロギーは、数々の矯正的介入の愚かさを明らかにする知識を生み出す上で重要な役割を果たしてきたと言うのである。しかし、この専門的イデオロギーは、犯罪者を矯正する最善の方法について、証拠に基づいたアジェンダを修正する、学術的な犯罪学の能力を阻害するという点で、機能不全に陥っていると主張している。

カレン教授とゼンドロウ教授の言うように、この専門的イデオロギーのヘゲモニーは、幸いにも弱まりつつあるとは思ふ。昨今は、矯正の分野において何が効果的かという知識を構築するための真剣な取り組みが始まっているからである。しかしながら、そうは言っても、矯正研究の未来、そして学問としての犯罪学の未来は、まだ定まっていないというのが真実であろう。アメリカ犯罪学において、新しい専門的イデオロギーが出現するかどうかは不明であるが、新しく台頭しつつある専門的イデオロギーは、許容する研究や思考の種類が、より寛容であるかどうかにかかわらず、より多様であることは確かなようである。

カレン教授とゼンドロウ教授の論文は、私たちが考える学問の在り方について、まさにそのような変革を求める試みであると言える。そこで、まず、本稿においては、カレン教授とゼンドロウ教授の考え方に従って、現代アメリカ犯罪学の黎明期と矯正上の社会復帰に関する見解に焦点を当

---

力）紀伊国屋書店（1975年）。新訳として、伊奈正人・中村好考共訳『社会的想像力』ちくま学芸文庫（2017年）参照。ミルズの言う「社会学的想像力」とは、日常を社会や歴史に関連づけて捉える知性のことである。

て、一般的な専門的イデオロギーがいかに楽観的で知識構築に寛容であったかを示したいと思う。そして、その上で、この楽観主義が悲観主義へと変化し、最終的に犯罪学は、国家が犯罪をコントロールするのに役立つ特定の知識に大きく反発する学問となったということを示したいと思う。そして最後に、われわれ犯罪学者が達成すべき新しい未来、すなわち、矯正処遇の有効性に関する科学的知識を構築するという新しい考えを真剣に受け止める、専門的イデオロギーを創造することに努めたいと思う。

### 3 矯正政策の専門的イデオロギーに関する議論

現代アメリカの初期の犯罪学は、実証主義犯罪学派に支配されていたとまでは言えないものの、その強い影響を受けていたと言える。実証主義犯罪学派の生物学的決定論、少なくともロンブローゾ (C. Lombroso) の著作に見られるものは放棄されるに至ったが、実証主義犯罪学のパラダイムの一般原則は受け入れられていると言って良いであろう。これらのパラダイムの原則は、犯罪についての考え方、ひいては、犯罪を統制する方法についての基本的な考え方を構成するものであった。最終的には、これらの原則は覇権主義に近いものとなり、専門的イデオロギーと呼ばれているものにまで発展していったのである。つまり、初期の犯罪学者は、皆、この原則を受け入れているように見えたのである。

ところで、カレン教授とゼンドロウ教授によれば、この専門的イデオロギーは、5つの原則から成り立っていると言う。まず、第1は、「犯罪学者は、犯罪には明確な原因があり、それは体系的な科学研究によってのみ解明される」という原則である。つまり、科学を重視するということは、犯罪の研究や犯罪との戦いは、証拠に基づくべき (evidenced-based) であるという前提のもとに、全体の枠組みが成り立っていたからである。

第2は、「犯罪者に罰を与えたり、痛みを与えたりすることは、犯罪者の改善更生にとって効果は限られており、最悪の場合、逆効果である」という原則である。



第3は、「犯罪には明確な原因があるので、医学におけるように、犯罪者を治療し、それらの原因を改善することを目的とした介入を行うべきである」という原則である。

第4は、「このように犯罪者を変えるために矯正制度を利用することは、困難なことではあるが、最終的には、犯罪を統制するための唯一の合理的なアプローチである」という原則である。

そして、第5は、「犯罪の原因は犯罪者ごとに異なるため、介入は個別に行う必要がある」という原則である。

このような原則は、1900年代前半には有力になっており、アメリカの進歩主義時代には、保護観察、仮釈放、不定期刑、少年裁判所など、個別処遇の理念に基づいた改革が相次いで行われた。

アーサー・マクドナルド（Arthur MacDonald）の著書『犯罪学（*Criminology*）』は、犯罪学者がこのような近代的なアプローチを犯罪研究に活用することを表現した最初のものであると言えよう。マクドナルドは、犯罪を解決するためには、まずその原因を究明しなければならないとした。つまり、犯罪者を科学的に研究するためには、犯罪者自身を心理的にも身体的にも徹底的に調査して、犯罪の根本的かつ恒常的な原因を突き止める必要があるとしたのである。

彼の著書はロンブローゾに捧げられているが、彼は犯罪者のほとんどが改善の見込みのない隔世遺伝による「先祖返り」であるというロンブローゾの考えを否定している。むしろ、犯罪の大部分は、社会的条件から生じるものであり、従って、その条件を変えることで改善更生させることが可能であると主張したのである。このように、犯罪に対する答えの重要な部分は、青少年のための矯正院と成人のための矯正施設（刑務所）を開発・発展させることにあるとするのが彼の主張であった。

しかも、マクドナルドは、現在用いられている犯罪学用語で言えば、犯罪は「ライフコース」の中で発展していくものであると認識していたのである。多くの子どもたちは、犯罪を誘発するような環境で人生の最初の数年間を過ごすことが多い。従って、このような子どもたちには、家庭や家



庭的な施設で道徳的・社会的な教育を施し、早期に介入する必要があるとしたのである。これこそが犯罪防止の基本であるとマクドナルドは結論づけている<sup>5)</sup>。

このような考えは、犯罪学の近代化に伴い、この分野の学者のほとんどが支持していたことである。実証主義の専門的イデオロギーの例は、エドウィン・サザーランド (Edwin Sutherland) の『犯罪学原論 (*Principles of Criminology*)』の1939年版の「序 (Preface)」にも見られるところである。サザーランドは「科学としての犯罪学は、犯罪を十分に理解するためにも、適切な対策を打ち立てるためにも、大いに必要である」と述べている<sup>6)</sup>。

サザーランドは、どの機関の管理下にある犯罪者でも、その多くが累犯者であることを認識していた。サザーランドにとって、犯罪者のこのような常習性は重要であった。なぜなら、犯罪の大部分は、その原因が累犯者に起因するものだからである。このような見解から、累犯とそれに付随する諸問題を解決するためには、どのような介入をすれば良いのかという疑問が生まれたのである。

サザーランドによれば、厳格な快楽主義的理論に基づく一般的な答えは、犯罪者を処罰することであり、苦痛を与えることであった。しかし、こうした方法は、心理学者の間では否定されていた。苦痛を与えることは、行動を制御する上で一定の価値があることは間違いないが、その価値は、苦痛がもたらす反感や孤立感、犯罪集団への忠誠心などと、ほぼ完全に釣り合っているとサザーランドは述べている。同様に、刑務所に収容し隔離しても、累犯率にはほとんど影響を与えないと言うのである。

- 
- 5) MacDonal, A., *Criminology*. New York: Funk and Wagnalls, 1893, p. 272, 参照。  
犯罪学の歴史については、拙著『犯罪学原論』日本加除出版, 2003年, 1-54頁参照。
- 6) Sutherland, E. H., *Principles of Criminology* (3<sup>rd</sup> ed.). Chicago: J.B. Lippincott, 1939, p. v. (高沢幸子・所和彦訳『犯罪の原因』有信堂 (1974年)。拙著『犯罪学原論』日本加除出版, 2003年, 63-69頁。

それではなぜこれらの矯正戦略は再犯を減らすことができなかったのでしょうか。その理由の大部分は、犯罪の原因、特に再犯の原因である「異質的接触」を変えようとしなかったことにあり、サザーランドは述べている。「人が犯罪者になる本質的な理由は、法を守る集団の文化から隔離されてしまったか、あるいはそのライバルである犯罪文化と接触してしまったからである」とサザーランドは言う。したがって、「この遵法的な文化からの孤立の産物である犯罪性は、孤立を克服できなければ解決しない」という説明は、理にかなっていると言える。同様に、犯罪者をただ苦しめるだけでは効果がないのは、犯罪者に罰を与えても、犯罪性を生んだ状況は何ら変わらないからだと説明することができるからである。

実際、矯正のための介入が効果的であるためには、犯罪者が従来の伝統的文化や遵法的な人間関係にもっと接触し、同化することが必要である。そしてそのために、サザーランドは、伝統的文化との接触の機会を増やしていくような矯正政策を望んだのである。これについては、次のように述べている。

「刑務所の壁の中に隔離するのではなく、犯罪者が社会と接触することを許可または支援する「保護観察」、犯罪者が物理的に隔離されていても社会的な交流を発展させる試みである「刑務所内の教育と自治」、刑務所内での同種の犯罪者の分類、拘禁後に開始されるが保護観察と同様の役割を果たす「仮釈放」、その他、出所した犯罪者が通常の集団との接触を得たり、取り戻したりすることを支援するさまざまな取り組みである」と<sup>7)</sup>。

また、サザーランドは、矯正的介入を効果的に行うためには、「個別化」が重要であると主張した。すべての犯罪者に定期刑を付与することは、医学が個別の治療を行わず、病気の重さに応じて血を流すことを許容しているのと同じであるとし、サザーランドは、犯罪に関わる特定の条件、状況、プロセス、メカニズムを学ぶために、個々の犯罪者を集中的に研究することを実践したのである。

---

7) Sutherland, *ibid.*, p. 595.

しかしながら、この集中的な研究が終了すると、サザーランドは、犯罪者に関する知識と、そのようなケースへの対処法に関するこれまでに得られた知見を利用して、介入方法を考案することは可能であるとしながらも、個別化は、科学的な病気の治療が患者ごとにまったく異なる方針をとるのと同様に、犯罪者全員に個別の治療を行うことを意味するものではないとした。そのような個別化は、刑罰の不平等性から、刑事司法の信頼性を失わせることになる恐れがあると警告したのである。サザーランドは、真の意味での信頼性は裁判所の科学的効率性を信じることに基づかなければならないと確信していたので、こうした理由付けを否定したのである。

それ故に、サザーランドは、矯正施設に限定して介入するのではなく、複数のコンテクストにまたがって犯罪の原因に対応することを主張している。また、治療と同様に、犯罪の因果関係の理論と密接に関連した犯罪防止のための政策を支持している。サザーランドは、少年クラブのようないくつかの介入は、直接的または間接的に非行を促進することによって、犯罪を誘発する可能性があることを警告したが、それはおそらく、少年クラブが非行に走る傾向のある少年たちを結びつけることになるとする考えに基づくものであろう。

サザーランドは、リスクを抱えた子どもたちのための児童相談所や訪問教師、地域社会の組織化による社会的混乱の緩和など、さまざまな介入方法を提案した。犯罪者を生み出す状況から個人を次々と救い出しながら、その状況をそのままにしておくのは無策だと考えたのである。

このような考え方は、犯罪学の分野の常識を論述する教科書の定説となった。例えば、1960年に出版されたドナルド・タフト (Donald Taft) の『犯罪学 (Criminology)』では、成人のための効果的な矯正プログラムの原理を明らかにしている<sup>8)</sup>。

タフトは、犯罪者を更生させる最善の方法はまだ確立されておらず、プログラムが個人への対処に重点を置くべきか、集団への働きかけに重点を

---

8) Taft, D.R., *Criminology* (3<sup>rd</sup> ed.). New York: Macmillan, 1960, pp. 727-728.

置くべきかについては、犯罪学者の間でも意見が分かれていることを指摘している。しかし、現在の矯正方法である新古典主義的な基盤は、ほとんど信用されていないと言えるであろうとする。なぜならば、犯罪者がすべて同じでないことは明らかであり、彼らは異なる道を通って犯罪に至っている。また、刑罰には本質的に限界があり、その場では抑止力になるかもしれないが、社会化されることはなく、将来にわたって社会を守ることはできないからであるとするのである。

タフトは、専門的イデオロギーが浸透しているからと言って、既存の矯正方法や予防方法が効果的であると素朴に思い込んでいたわけではない。しかし、効果がないとすれば、その効果のなさは主に科学の問題として定義されるとしたのである。つまり、それは、これらの実践が正しい犯罪の科学的理論に基づいていなかったからであると言うのである。

このような視点は、もう一人の犯罪学の泰斗であるシェルドン・グリユック（Sheldon Glueck）とエレノア・グリユック（Eleanor Glueck）の研究にも見られる。グリユック夫妻は、『少年非行の解明（*Unravelling Juvenile Delinquency*）』の中で、500人の非行少年のサンプルと500人の非・非行少年のサンプルの間に、何らかの要因の違いがあるかどうかを実証的に分析した<sup>9)</sup>。

グリユック夫妻は、不適応や犯罪性の根源は、多くの場合、子ども時代にまで及んでいること、そして、複数の要因において、非行少年と非・非行少年の間には、しばしば顕著な違いがあることを報告している。これらの特徴的な要因は、臨床プログラムや予防プログラムの具体的なターゲットとなるため、極めて重要である。しかし、問題は、少年の不適応の原因に関する正確な知識が十分に得られないため、少年裁判所を含む矯正的な介入が、少年の非行を治す、あるいは抑制することにあまり成功していないということである。実際、グリユック夫妻は、道を踏み外した少年たち

---

9) Glueck, S., and Glueck, E., *Unravelling Juvenile Delinquency*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1950.

に対処する政府関係者たちを、世間知らずだと評してさえいるのである。

「非行少年に対するあまりにも短い司法との接触で、それが、全くの同情的なものであろうと、少年が改心しなければ罰を与えるという脅しを伴うものであろうと、しばしば深く定着している感情や行動のパターンを変えることができると、どうして合理的に期待できるものであろうか」と述べている<sup>10)</sup>。

つまり、グリュック夫妻は、犯罪の複数の原因を科学的に研究することで、非行を持続させる数多くの要因や力を明らかにすることを求めた。そのような知識があれば、心理学、精神医学、社会学的な知的活動を、一度にすべての方向に駆け巡らせるのではなく、最も良い結果が期待できる分野に集中させることが可能になると考えたのである。

グリュック夫妻は、効果的な介入のためには、専門的なトレーニングと、健全で早期の診断に基づいた治療モデルの科学的実験が必要であると言う。重要なのは、効果的な結果を得るには手遅れになることが多いため、矯正的な介入から脱却する必要があるとするのである。

つまり、少年が反社会的行動をとるようになるかどうかは、家庭の雰囲気、特に親子の親密な感情的関係と、その心理的な蓄積が少年の人格や性格に影響を与えることが重要な要因であると、グリュック夫妻は指摘するのである。したがって、優れた科学は、次のような結論を導き出さざるを得ないであろうと言う。

「精神衛生、社会事業、教育、宗教的・倫理的指導のすべての資源を、この中心的問題に投入するように設計された、大規模で継続的かつ広範なプログラムによって、家庭生活が強化されない限り、非行の防止にはほとんど進展が期待できないであろう」と述べている<sup>11)</sup>。

それではここで、矯正政策に関する支配的な専門的イデオロギーについて論述したもう1つの例として、ドナルド・クレッシー (Donald

---

10) *Ibid.*, pp. 3-4.

11) *Ibid.*, p. 287.

Cressey）が書いた論文を紹介したいと思う。

鋭い洞察力を持つクレッシーは、矯正における社会復帰の問題点をいち早く見抜いていた。例えば、クレッシーは、施設内で受刑者を退屈させず、生産性を高め、静かにさせるために行われる活動は、事実上、矯正処遇と呼べるものであると指摘した上で、こうした介入プログラムを運営している人々の主な目的は、一見、評価研究に適合しているように見えるけれども、さまざまな方法論的な批判を受けることによって、結論が出ていない状態が続いても、その結果が結論であると解釈されるように努力し、疑わしい介入プログラムに継続的に資金を提供できるようにすることが、その目的であったことを明らかにした。

さらにクレッシーは、犯罪者を矯正するために使用される技術のほとんどは、効果があるともないとも示されておらず、行動や犯罪性についての評判の良い理論とは曖昧にしか関連していないという、至極当然の結論で、その論文を締めくくっている<sup>12)</sup>。

しかし、クレッシーは、このような懐疑的な見方をしていたにもかかわらず、社会復帰理念を放棄することには賛成しなかった。クレッシーは、矯正作業が科学的であれば、それぞれの矯正技術は合理的な根拠に基づいて確立されるはずだと主張したのである。パラダイムが示唆するように、人が犯罪をするのは、記述可能な特定の状況下であり、他の状況下ではないことを合理的に確信し、その上で犯罪を引き起こす状況を修正しようとするのが大切であるとしたのである。

クレッシーは、サザーランドの異質的接触理論の継承者として、人格特性に焦点を当てるよりも、犯罪者の集団や社会的関係を修正することを目的とした集団関係アプローチに焦点を当てた介入が、より効果的であることを提唱している。そして、教育、職業訓練、刑務作業などの多くの刑務所プログラムは、犯罪者の刑務所入所後の集団関係を変化させるためのパ

---

12) Cressey, D. R., "Nature and Effectiveness of Correctional Techniques," *Law and Contemporary Problems*, Vol. 23, 1958, pp. 754-771.

イブ役としての役割を果たしてこそ、効果的であるとの結論を導き出しているのである。

結論的に言えば、実証主義的な専門的イデオロギーは、社会学者や心理学者、社会復帰に懐疑的な人や支持者など、多様な人々を受け入れることができたのである。プログラムの失敗は、矯正事業全体を見直す理由にはならず、治療をより良くする方法、つまり、より科学的に行う方法を指摘する機会となった。

事実として、専門的イデオロギーのヘゲモニーは、非常に強固で、ギボンス (D. C. Gibbons) が言うように、「彼らは、犯罪者や非行少年に対する懲罰的な対応から、異常者や法を犯す者の治療、社会復帰、社会再統合といった社会運動をリードする学者になろうとしていると、多くの犯罪学者に思われていたのである。」<sup>13)</sup>

トビー (J. Toby) の言葉を借りれば、犯罪学の教科書の著者たちは、刑罰は野蛮な過去の名残であり、人道主義や合理性が広がれば消えていくものだと、明示的ではないにしても、暗に示唆することで安心していたのである。

少なくとも表面的には、現実の世界は、この学問的なビジョンと矛盾していなかったと言える。社会復帰の理念は意図した通りには実行されなかったが、「矯正」という言葉がその代わりとなった。例えば、1954年に「アメリカ刑務所協会 (American Prison Association)」は、「アメリカ矯正協会 (American Correctional Association)」に名称を変更した。「刑務所 (Prison)」は「矯正施設 (Correctional Institution)」として表記されるようになった。長い間、刑務所での社会復帰の主役であった刑務作業、職業訓練、基礎教育は、心理学的分類システム、治療共同体、トークン・エコノミー、ワーク・リリリースや一時帰休、大学教育などで補われるようになったのである。

---

13) Gibbons, D. C., "Review Essay: Changing Lawbreakers—What Have We Learned Since the 1950s," *Crime and Delinquency*, Vol. 45, 1999, pp. 272–293.



1960年代には、アメリカの矯正施設の多くが特別な治療プログラムを導入している。これは、この時代には、行動科学が個々の治療ケースを診断し、矯正方法を考案できるという楽観的な期待があったからである。社会復帰の創造的な実験が盛んに行われていた時代でもある。また、地域社会への復帰が治療効果をもたらすとする異質的接触理論などにより、地域社会に根ざした治療プログラムを模索する声が高まっていた時期でもあった。

時代の流れを反映して、「法の執行と司法運営に関する大統領諮問委員会（President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice）」の一部である「矯正に関するタスクフォース（Task Force on Correction）」は、犯罪学者の専門的なイデオロギーを公式に承認した。過度の厳罰化は、敵意と絶望を助長し、逆効果になると警告しているのである。「最も重要な課題は、犯罪の発生を抑えて地域の安全を実現することである。そのためには、犯罪者が再び犯罪に手を染めないように更生させることが、一般的に最も有望な方法であると結論づけたのである。」<sup>14)</sup>

#### 4 専門的イデオロギーとしての「Nothing Works」の概念

1974年、ロバート・マーティンソン（Robert Martinson）は、矯正治療の有効性を評価した有名な著書『What Works? 刑務所改革に関するQ&A』を発表した<sup>15)</sup>。この論文は、すでに指摘したごとく、実質的にも象徴的にも重要な意味を持つことになる。マーティンソンは、1945年から1967年の間に行われた231件のプログラムの評価研究の分析結果を、1年後出版された大規模な共著の報告書から抜粋して発表したのである。

マーティンソンは、「1945年から1967年の間に行われた231件の社会復帰

---

14) Task Force on Correction, President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice. *Task Force Report: Corrections*. Washington D.C.: Government Printing Office, 1967, p. 16.

15) Martinson, 前注1 参照。

## 犯罪者処遇プログラムの有効性に関する評価理念の変遷

プログラムは、ごく少数の例外を除いて、再犯率に大きな影響を与えなかった」と悲観的に結論づけた。ここで重要なことは、マーティンソンが次のように挑発的な質問を投げかけたことである。「これまでの研究のすべてが示していることは、社会復帰プログラムには何の効果もなく、犯罪者を更生させ、再犯を減らす方法について、微塵も寄与していないという取り返しのつかない結論になるのではなかろうか」と。

彼はあえて肯定的な答えを控えたが、彼が何を示唆しているかは明らかであった。その後すぐに、犯罪者を改善更生させるための矯正制度には何の効果もないということが、犯罪学上の常識となったのである。

当時の犯罪学においては、「何の効果もない (Nothing Works)」という教義を研究的に受け入れるのではなく、この強く打ち出された知見をより冷静に評価することが期待されていた。マートン (R. K. Merton) が指摘しているように<sup>16)</sup>、科学的業績の核となる規範は、学者のコミュニティが真実の主張を厳しく吟味する組織的な懐疑にある。もし犯罪学者たちがこの規範的な処方箋を守っていたならば、マーティンソンの評価研究は231プログラムではなく138プログラムの再犯防止策しか対象としていなかったことや、これらの研究において、評価された介入策のうち「治療」と呼べるものは、75プログラムにも満たなかったということにも気づいていたかもしれないのである。

また、当時の入手可能な文献によると、こうした処遇方法は他の問題集団では有望な結果を得ており、一部の矯正施設では成功を取っていたにもかかわらず、マーティンソンが自分の評価研究に、行動指向プログラムのカテゴリーが含まれていないことを認めていたことも、無視できない点であった。しなしながら、この点への考察は十分には行われなかったのである。

もちろん、そうは言っても、従来のパラダイムがそのまま放置されてい

---

16) Merton, R.K., *The Sociology of Science: Theoretical and Empirical Investigations*. Chicago: University of Chicago Press, 1973.

たわけではない。そのため、マーティンソンの研究に対して、まったく異なる反応も返ってきている。実際、「Nothing Works」の論文が発表されたときには、犯罪学者の専門的イデオロギーには大きな変化が進行していた。1960年代後半から1970年代半ばにかけて、犯罪学者の思考方法を支配する社会復帰のパラダイムは次第に放棄され、新たな犯罪学者による主張が誕生していた。例えば、マイケル・ゴットフレッドソン（Michael Gottfredson）は、このパラダイムシフトによって社会復帰に対する考え方がどのように変化したかを、「矯正処遇破壊の技術（Treatment Destruction Techniques）」という論文の中で明らかにしている<sup>17)</sup>。

それは、ゴットフレッドソンがマーティンソンの論文の5年後に書いた論文においてであるが、その論文の中で、「社会復帰プログラムは効果がないとされてきた犯罪学の常識」という見解について論評をしているのである。すなわち、「実際、この社会復帰プログラムが有効ではないという見解は非常に広く浸透しており、その効果が実証されていないことは、ほぼすべての説得力と理論的方向性を持つ犯罪学者によって合意されているようである。しかし、このコンセンサスは、経験的に不安定な基盤の上に成り立っている」とゴットフレッドソンは主張するのである<sup>18)</sup>。

ゴットフレッドソンが指摘したように、実際は、マーティンソンの調査結果に対する最も厳密な方法論的デザインによる研究の約半分は、社会復帰プログラムに治療効果があることを報告しているのである。しかし、犯罪学者は、もはや社会復帰政策を擁護することに関心がなく、むしろ「何も効果がない」ことを証明することに傾倒していたと言える。したがって、有望な結果を前にして、彼ら犯罪学者は「矯正処遇破壊の技術」、つまり、偏った方法論的批判や事後的な議論を用いて、有望な評価結果が、実際には誤解を招くようなものではないとしても、包括的なものであることを示そうとしたのである。ゴットフレッドソンは、これらの技術と、新

---

17) Gottfredson, M. R., "Treatment Destruction Techniques," *Journal of Research in Crime and Delinquency*, Vol. 16, 1979, pp. 39–54.

18) *Ibid.*, p. 39.

しい専門的イデオロギーを守るために使用した技術を、次のように特徴づけている。

「処遇効果に関するわれわれの従来の常識に対する攻撃をかわすために、さまざまな一般原理、より正確には疑似科学的な基準があることに注意しなければならない。実際、刑事司法制度におけるあらゆる処遇のモラルが効果的でないことを証明するために、少なくとも5つの明確な方法がある。これらの方法は、個々にはもちろんのこと、組み合わせても効果的ではないが、文献に現れた肯定的な結果を破壊することはできるのである。さらに言えば、それぞれが「この分野の研究を続けることは間違いである」ということを示すことさえできるのである。厳選された、これらの破壊技術からの攻撃に耐えられる研究や研究計画は存在しないので、その価値は明らかである」<sup>19)</sup>と。

短期間にさまざまな要因が重なり、犯罪学者は1つの専門的なイデオロギーを捨てて、別のイデオロギーを求めようになった。アメリカに住む多くの人々と同様に、犯罪学者も1960年代半ばから1970年代にかけての10年間に、社会的・政治的な激動の時期を経験した。公民権運動、都市部の不穏な動き、ベトナム戦争、ケント州立大学銃撃事件、アッティカ刑務所暴動、ウォーターゲート事件等の出来事は、一般市民と政府の間に信頼のギャップを生み出したのである。この時期に、政府への信頼が急速に低下したことは、矯正、より一般的には治療共同体がその一部であった、いわゆる福祉国家(welfare state)を、学者がどのように捉えるかに直接影響を与えたことは疑いのない事実である。

以前は、貧困層や逸脱者の生活への政府の介入の拡大は、「善意のパターナリズム」(benevolent paternalism)として、人々の生活の問題に対処する善意の努力として描かれていた。しかし、当時の社会的出来事の多くは、国家がその力を善意ではなく悪意をもって行使しているという見方を助長した。母子家庭への福祉制度は、援助ではなく貧困層を規制しようと

---

19) *Ibid.*, p. 40.

するものであり、精神疾患や知的障害者のための病院は、逸脱者を非人道的に無力化し、強制的に治療を受けさせるための手段であると考えられるようになった。弱者であるアメリカの一部の人に必要なのは、国家からの援助ではなく、国家からの保護であったことは言うまでもない。

ロスマン（D. J. Rothman）が指摘するように、国家の裁量権の問題は、進歩主義時代（Progressive Era）に最初に始まった矯正のパラダイムに不可欠なものであった。不定期刑判決、地域社会の監視、仮釈放などにより、矯正当局には個別の治療を行う自由な裁量権が与えられた。しかし、この裁量権は、科学的な犯罪学の知識に基づいて迅速に行使されなければならないことであった。国家が不人気な戦争を行い、大学生や受刑者を射殺し、違法な政治計画を企てているという状況下では、このような交渉は奇妙で素朴なものに思えたのである<sup>20)</sup>。

実際、裁判所や刑務所にマイノリティが押し寄せ、犯罪学者たちは、刑事司法当局に与えられた自由な裁量が、人種や階級の差別を招くのではないかと心配していた。また、刑務所からの釈放は、真の社会復帰のためではなく、仮釈放委員会の効果的な演技、つまり、治癒したことを証明するためや、収監中の施設規則の遵守、つまり、従わなければ釈放されないことに結びついていることも心配された。

学術的な研究、メディアでの報道、被収容者の証言などから、実際には「善意」が腐敗していることがわかってきたのである。多くの犯罪学者にとって、犯罪者には、彼らの利益ではなく、自分の利益を考えている強力な国家から、彼らを守るための法的権利が必要であった。このような状況下では、矯正治療プログラムには「何の効果もない」という考えは、非常に魅力的であり、組織的な懐疑論を唱える理由にはならなかったのである。

---

20) Rothman, D. J., *Conscience and Convenience: The Asylum and Its Alternatives in Progressive America*. Boston: Little, Brown, 1980.

当時の「専門的な知識破壊のイデオロギー」は、カレン教授とゼンドロウ教授の言うごとく、以下の5つの基本的な考え方に由来するものであると言えるであろう。

まず、第1は、「犯罪者の更生プログラムには何の効果もない」というマーティンソンの研究は、更生のための社会復帰が失敗であることを、最終的かつ決定的に証明していると考えられていた」ということである。もちろん、多くの犯罪学者にとって、この研究を実際に詳しく読む必要はない。ただ、この研究を引用したり、他の研究を引用したりするだけで十分である。反対の証拠は、特にカナダの心理学者の実証的な研究を含めて、組織的に無視されていたことに注意しなければならない。社会復帰理念を議論する際には、善意が悪い結果をもたらし、善意が腐敗することを指摘することにより、その偽善性を明らかにすることで十分であった。また、善意が単に悪意である場合には、政策の結果はさらに悪くなるという可能性も、無視することになるのである。

当時の犯罪学者にとって、可能な限り、保護観察官や矯正カウンセラーなどを国家による社会統制の代理人と呼び、社会復帰を国家による強制的な療法と呼ぶことで、彼らの強制性を見逃さないようにすることが大切であった。一方、仕事の安定や結婚などの偶然の出来事によって、常習性の強い犯罪者が改心して、犯罪をやめるようになったという研究報告があれば、その研究を無批判に引用することもあった。その一方で、計画された意図は、たとえ十分に設計され、大量に資金が投与され、対象を絞った治療プログラムであっても、犯罪者を変えることはできないという前提を維持することが大切であったのである。

第2は、以上のことと密接に関連することであるが、「国が刑事司法制度において何かをしても犯罪は減らない」という指摘である。これは、「何の効果もない」という矯正を批判する見解の大部分を占めているものである。この原則を経験的に検証するために、さらなる研究を行う必要はないのである。新たな厳しい法律、ダイバージョン・プログラム、薬物の取り締まり、警察のパトロール戦略などが効果的でないことを示す研究

は、常に歓迎されたのである。ホワイトカラー犯罪者、特に協力的な経営者や家庭内暴力の加害者は、抑止に適した対象であり、明らかに彼らは、刑事制裁に絶妙にそして敏感に反応する対象であったのである。

第3は、「刑務所は犯罪率にほとんど影響を与えず、重罪犯罪者にのみ使用されるべきであるが、そのような者はほとんどいない」という考え方である。この考え方が重要なのは、米国が国民を過剰に刑務所に収容していることを示す一応の統計的証拠があるからである。結局のところ、刑務所には効果がなく、刑務所の中にいる人に危険な人がほとんどいないのであれば、なぜこれほど多くの人を監禁しているのであろうかという疑問が湧く。関連して言えば、犯罪者を刑務所に入れるよりも、地域社会に置く方が良いのではないかと疑問である。地域社会で犯罪者を処遇することは何の効果もないとしても、少なくとも、こうした介入は、刑務所に収容するよりも害が少ないというのである。一方で、重罪犯罪者を地域社会で処遇することによってもたらされる公共の安全に対するリスクについては、ここでは議論しないのである。もしその点を追及された場合には、「地域社会内矯正は、費用対効果が良い」と言って弁護することになるのである。

第4は、「刑罰科学に真剣に取り組むことは、犯罪学者にとっては悪いことである」という考えである。犯罪学的知識を用いて、刑事司法制度によるコントロールをより効果的にする方法を示すことは、「国家の道具になることである」というのである。特に国家から報酬を得てその仕事をする場合、犯罪学者は倫理的に疑われることになる。本当に危険なのは、刑罰科学が効果的になることではなく、国家の抑圧的な手段に正統性や学術的な保証を与えることになるとして批判されることにあるのである。

第5は、「犯罪は構造的要因、特に社会的・経済的不平等が原因である」という考え方である。この考え方にはいくつかの機能がある。この考え方は、社会復帰や他の種類の国家による統制がなぜ有効でないかの理由を説明しているとす。つまり、それらによっては、犯罪の構造的な根本原因を変えることはできないというのである。また、個々の犯罪学理論は間違



っており、完全に無視することができるというのである。実際、そのような非構造的な理論は、個人の病理に注意をそらすため、社会構造の犯罪への加担を無視してしまう危険性があるとする。このように、個々の異なった理論は、被害者を非難し、抑圧的な犯罪抑制政策を助長する可能性さえあるとするのである。

こうした当時の支配的な考え方が、「有効なものは何もない」というマーティンソンの研究を無批判に是認する結果につながったのではないかと筆者には思われる。

## 5 懲罰的司法に対する犯罪学者の対応

少し恣意的な線引きをすれば、1980年までは「Nothing Works」という専門的イデオロギーはかなり定着していたと言える。このイデオロギーは、主に治療的司法への批判として生まれたものであるが、この頃には、社会復帰政策が、まだ効果がないと見られているにもかかわらず、それは、犯罪学者の関心の的ではなかった。1970年代初頭までは、アメリカの受刑者の収容率は半世紀にわたって比較的安定していたからである。

しかし、レーガン政権が誕生した頃には、刑務所の人口が急増していることが、矯正や社会統制の問題を研究する犯罪学者の大きな関心事となっていた。1980年代の政策と実践は、「治療的司法から懲罰的司法へ」の完全な転換を確実にした。社会復帰が抑圧を覆い隠すために使用されることへの懸念は、クリア (T. R. Clear) が適切に指摘したように、刑罰上の害を与えるために明確に策定された政策への懸念に取って代わられたのである<sup>21)</sup>。

もちろん、最も注目されたのは、刑務所に収容されている犯罪者の数の多さである。そして、集中監督プログラム、薬物検査、電子監視、自宅拘

---

21) Clear, D. R., "The Nature and Effectiveness of Correctional Techniques," *Law and Contemporary Problems*, Vol. 23, 1958, pp. 754-771.

禁などに重点を置いて、地域社会での矯正を地域社会での監視に変えようとしたのである。

しかし、同じように不安にさせられたのは、犯罪対策をめぐる論争があまりにも懲罰的であり、時には、受刑者が大学の授業を受けられる権利をなくしたり、鎖で足首を繋ぐチェーン・ギャング制度を再導入したりするなど、犯罪者を苦しめようとする無謀な試みがあったことである。犯罪学者たちは、犠牲者が増えるのを黙って見ていたわけではないことは言うまでもない。そのため、犯罪学者たちは、自分たちが最も得意とすることを実行したのである。それは、懲罰的司法の無謀さを示す本や論文を書くことであった。

これらの著作のほとんどは、刑務所への収容や厳しい刑罰がなぜいけないのかという批判を行っている。これらの主張には、説得力のあるもの、疑問のあるものなど、学術的には様々なものがあるが、本質的には刑罰を否定する技術として機能している。例えば、①アメリカでは20年ないしは30年かけて、刑罰執行を中心とした失敗に終わった実験を行った。②犯罪率をわずかでも下げるためには、刑務所の人口を2倍にしなければならなかった。③他の国では被収容者数も犯罪件数も少ない。④むしろ、地域社会内矯正の方が延々と新しい刑務所を建設して運営するよりも費用対効果が高いこと等が論じられたのである。

懲罰的司法への攻撃は価値のある戦いではあったが、犯罪学者が、そうした実践は効果がないことを示すのに膨大な時間を費やし続けたということが最大の欠点であった。知識を構築するのではなく、知識を破壊することが、これらの著作の主要なテーマであり続けたのである。いくつかの例外はあるが、懲罰的な矯正政策や実践を見事に批判していたほとんどの著作は、どちらかと言えば、中途半端な、あるいは空虚な代替方法の提案に終わっていた。

ほとんどの場合、刑務所を減らし、より害の少ない罰を与える場所として、地域社会を活用することが求められていた。一方、ほとんどの犯罪学者は、犯罪性の原因に関する犯罪学的知識に基づいて、再犯率を減らし、

犯罪者の生活を改善し、公共の安全を促進するために何が有効かを示すような、矯正（行刑）学を構築することを断念したのである。

## 6 矯正の分野における「What Works」運動

犯罪学のような社会科学全体の、あるいは矯正学のような特定分野内の専門的イデオロギーを特徴づける試みは、知的な豊かさや意見のニュアンスの違いを無視しているという非難を受ける可能性がある。確かに、専門的イデオロギーを特徴づける試みは、犯罪学者間の視点の多様性を軽視していると言えるかもしれないが、「Nothing Works」という専門的イデオロギーの説明は、広く保持されている犯罪学上の前提に大きな負荷をかける傾向があったのである。

繰り返しになるかもしれないが、この専門的イデオロギーの中核的な特徴には、メリットや経験的な裏付がないというわけではない。しかし、この専門的イデオロギーを信じることは、一般的に、競合する経験的現実を慎重に評価した後での合理的な選択ではないのである。むしろ、このような考え方は、大学院で、テキストで、あるいは専門雑誌等で、社会的に広く伝えられているところであると言ってもよい。専門家会議では、この専門的イデオロギーは、さらに強化されている嫌いさえあるのである。犯罪学的な発言のうち、例えば、犯罪を減らすためには社会構造の改革が必要であるといった学問的に正しいものと、例えば、刑務所に収容するだけで犯罪を減らすことができるといった学問的に間違ったものがあるのである。

ウイルソン (J. Q. Wilson) とハーレンシュタイン (R. J. Herrnstein) の『犯罪と人間性 (*Crime and Human Nature*)』<sup>22)</sup>やゴットフレッドソン (M. R. Gottfredson) とハーシ (T. Hirschi) の『犯罪の一般理論 (*A General*

---

22) Wilson, J. Q. and R. J. Herrnstein, *Crime and Human Nature*. New York: Simon & Schuster, 1985.

*Theory of Crime*)』<sup>23)</sup>などの著作を例にとってみよう。これらの著作は、刺激的な内容であったため、いくつかの批判を招いている。犯罪を構造的な事情によってではなく、個人の違いによって説明しようとした彼らの姿勢は、各種の論文によって厳しい批判を受けているのである。

その一方で、 Sampson (R. J. Sampson) と Laub (J. H. Laub) の『犯罪の発生 (*Crime in the Making*)』<sup>24)</sup>は比較的温かく迎えられた。確かにそれはまとまりのある著作であり、現代の古典であるとも言えるが、この本は、犯罪者が文字通り偶然に質の高い仕事や結婚を手に入れたとき、犯罪傾向の持続的な個人差が変えられるという決定的な証拠として、無批判に引用されている。社会的資本とインフォーマルな社会統制の提供は、その概念的な構成要素が広く定義され、個別に測定されることによって、犯罪の因果関係の特定において不可欠であると認められているのである。

この Sampson と Laub の発見は確かに一時的なものではあるが、犯罪学者が彼らの解釈をすぐに受け入れたのは、それが従来の学問的な常識と一致していたからではないかと思われる。さらに、Sampson と Laub の見解は、Gottfredson と Hirschi の一般理論の中心的主張を反証するという特別な利点があり、この分野の従来の常識と対立する視点であったのである。

このような背景事情から、マーティンソンの「Nothing Works」という教義に対する挑戦が、主としてとは言わないまでも、犯罪学以外の学者、それもしばしば米国以外の学者、すなわちカナダの心理学者からもたらされたということは、1970年代の後半から1980年代の前半にかけて、多くの英米の批判的犯罪学者がカナダにその活動の拠点を移したという事実を別としても、おそらく驚くべきことではないであろう。犯罪の危険にさらされている子どもや青年への早期介入に何が有効かを発見しようとする付随

---

23) Gottfredson, M. R. and T. Hirschi, *A General Theory of Crime*. Stanford, CA: Stanford University Press, 1990.

24) Sampson, R. J. and J. H. Laub, *Crime in the Making: Pathways and Turning Points Through Life*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1993.

的な動きも、また、伝統的な犯罪学以外のものに大きく根ざしていたということにも留意すべきであろう。

組織的懐疑主義を規範とする社会学者であると言われる心理学者は、常識的な神話や学術的な無意味さを改竄し、かなりの量の知識破壊を行っている。しかし、一方で、この学問は、人々を変えるために何が有効であるかについての知識を構築することにも専念している。もちろん、そうすることで経済的な利益が得られるからということもあるかもしれないが、心理療法によって誰も救われないとしたら、多くの正当性と多くの雇用が脅かされるかもしれないのである。いずれにせよ、心理学という学問分野、特にその臨床的な分野では、問題を抱えた人々の行動の変化は可能であり、介入によって効果をもたらすことができると信じているのである。また、各種データは、その仮説を支持しているように見える。

心理学者が矯正をどう見るかも、主流の犯罪学者、特に社会学的な志向を持つ犯罪学者が矯正をどう見るかとは異なっている。犯罪学者は、刑務所を、権力関係、人種対立、暴力と被害、受刑者の反乱、サブカルチャーの形成等によって特徴づけられる「捕らわれた者の社会」と見ているからである。

このように、矯正の研究は、社会問題の一部を成すものであり、矯正の社会的領域、特に刑務所を取り上げ、何が問題であるかを詳細に説明することが課題である。これに対して、臨床志向の心理学者は、こうした現象を意識していないわけではないが、刑務所やその他の矯正施設における個人に焦点を当てる傾向があるのである。

彼らにとって重要な現実とは、心理的治療が行われるプログラムや介入である。犯罪者の犯罪性を無効にするのは、この介入の質であり、それは暗黙のうちに、矯正施設で起こっている他の影響を凌駕するものと考えているのである。

このようなことを考慮に入れれば、カナダやその他の国の心理学者、特に矯正機関に勤務する心理学者が、マーティンソンの「Nothing Works」という言説に乗らなかった理由も、おそらく理解できるのではないだろう

か。異なる学問分野や異なる社会から来た彼らにとって、マーティンソンの研究結果は、明らかに真実であるとか、明らかに誤りであるという形で、共鳴することができなかつたのである。また、犯罪者に治療を施すことは、抑圧の一形態としてではなく、犯罪者が自分自身や他者に損害を与える行動パターンを克服するための効果的な試みとして、彼らの心を捉えていたことは言うまでもない。

確かにマーティンソンが報告した知見は、心理学者の学問的パラダイムの中では異常なものであり、彼らの専門的イデオロギーとは矛盾していた。彼らにとっては、そんなことが事実であるはずはないのである。それゆえ、彼らは、マーティンソンの見解に対して、治療の有効性を明らかにした実証的で経験的な論文を次々と発表して、それがマーティンソンの考えに与する者の「読書療法 (bibliotherapy)」となることを期待したのである<sup>25)</sup>。

また、彼らは、効果的な介入の原則を打ち出し、それに従えば、再犯率を有意に低下させることができると約束した。しかし、ほとんどの場合、こうした実証的な検証や理論的な洞察が人々の考えを変えることはなかつた。なぜならば、それらは、犯罪学者の間で長い間に培われた伝統的な常識と非両立性のものであったからである。

1990年代後半になると、「What Works」という考え方は、犯罪学全体の中で、より多くの支持を集め、真実である可能性があるとして受け入れられるようになった。なぜそうなったのか、その理由はよくわからないが、2つの要因があるものと推測される。第1に、民主党政権が誕生し、全米司法研究所を率いるようになったことで、犯罪の減少を目的とした研究、とりわけ政府の資金提供を受けた研究を行うことが、より受け入れられる

---

25) 本を読むことによって心理的な支援を行う心理療法の1つ。カウンセラーや心理学者、精神科医、教育者により利用されているほか、近年では、ソーシャルワーカーにも利用が拡大している。ビブリオセラピーとして注目されるようになったのは、1930年代にアメリカのメニング兄弟 (William C. Menninger and Karl A. Menninger) の研究である。

ようになったことである。学者は相変わらず研究資金を求めている存在であるように見えるかもしれないが、少なくとも「国家の道具」という汚名を着せられる可能性は低くなったのである。

第2に、北米やヨーロッパで行われたメタ分析では、より一貫した結果が得られており、あらゆるタイプの治療法において、社会復帰プログラムは再犯を減らす効果があるという結論が得られた。しかし、これらの分析から得られた重要な発見は、治療効果が不均質であるということであった。いくつかの介入策、特にブートキャンプ<sup>26)</sup>のような罰則指向のものは効果がなかったが、他の介入策、特に効果的な治療の原則を反映したものは、再犯率を有意に減少させる効果があった。学者たちは、これらの発見を別の楽観的な見方で解釈するかもしれないが、「Nothing Works」という教義に対する反論は、かなり説得力のあるものになっていると言えるであろう<sup>27)</sup>。

いずれにせよ、カレン教授とゼンドロウ教授によれば、「What Works」アプローチの根底にある専門的イデオロギーは、近代アメリカ犯罪学が誕生する以前のものと同重なるところが多いと言う。「科学は世界を理解し、より良い方向に変えていくための手段である」というのがその主要なテー

---

26) ブートキャンプとは、もともとは、アメリカ海兵隊の訓練所のことで、軍隊経験のない新兵を、短期間で一人前の兵士とするために開発された教育方法である。犯罪者処遇としてのブートキャンプは、この訓練方法を応用したもので、厳しい肉体的訓練と規律をもって犯罪者の心身を鍛え直そうという発想に基づくものである。詳しくは、拙著『犯罪学者のひとりごと』日本加除出版(2001年)116-122頁参照。

27) マーティンソン自身、後に見解を改めている。北アイルランド・クイーンズ大学のシャッド・マルナ(Shadd Maruna)教授によれば、「論議を巻き起こした報告を撤回する謝罪を書き残して自殺した」(Maruna, S., *Making Good: How Ex-convicts Reform and Rebuild their Lives*. Washington, DC: American Psychological Association, 2001. 津富宏・河野莊子監訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店(2013年)232頁)ということである。事実、マーティンソンは、1979年8月11日、マンハッタンの自宅のアパートメントの15階から飛び降り自殺をしている。



マであると、彼らは考えているようである。より具体的には、「What Works」という専門的イデオロギーは、5つの原則または中核的信念を包含しており、これらの考えは、現在このアプローチで活動している人々の学問に、明示的または黙示的に影響を与えていると言うのである<sup>28)</sup>。以下において、その原則を検討してみることにしよう。

第1は、「科学的犯罪学は効果的な矯正の介入の基礎となるものである」という原則である。初期の犯罪学者が理解していたように、矯正の介入は、再犯の原因または既知の予測因子を変えることを目標とする場合のみ効果的である。しかし、何が持続的な犯罪関与を引き起こすのかを理解するには、犯罪者を再犯の危険にさらす要因についての研究が必要である。犯罪学理論は、潜在的な危険因子に研究の方向性を向けることで、この矯正の介入を理解する上において重要な役割を担っているのである。

第2は、「科学的犯罪学は、エビデンスに基づかない知識を破壊するために使われるべきである」という原則である。多くの矯正の介入は不完全な理論に基づいており、何十年にもわたる行動規範に関する社会心理学的研究とは矛盾する治療技術を採用していることに注意しなければならない。例えば、先ほど紹介したブートキャンプやスケアード・ストレート・プログラム<sup>29)</sup>などがそうである。このような矯正の介入に資源を集中させるべきではない。さらには、このような無分別なプログラムが開始された場合には、達成された目標を検証するための評価研究が行われるべきである。おそらく、そこでの評価研究は、これらのプログラムには絶望的なくらいに何らの効果もないことを示すであろう。

---

28) Cullen and Gendreau, 前掲注3, pp. 331-332.

29) 非行少年を凶悪犯罪者が収容されている刑務所へ連れて行き、「将来は彼らのようになるぞ」という脅しをかけて反省を促すプログラム。詳しくは、Petrosino, A., Turpin-Petrosino, C. and Buehler, J., “Scared Straight and Other Juvenile Awareness Programs for Preventing Juvenile Delinquency: A Systematic Review of the Randomized Experimental Evidence,” *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 2003, Vol. 589, pp. 41-62.

第3は、「科学的犯罪学は、何が効果的であるかについての知識を構築するために使用されるべきである」という原則である。これは、「What Works」イデオロギーの中心的な前提でもある。そこには、犯罪者は生涯犯罪に囚われることなく、変わることができるという信念がある。そのような変化は、認知行動療法など、再犯の既知の予測因子を減らすことができる治療方法を用いた介入によって、より効果的に達成されるという信念があるのである。そして、持続的な研究と体系的な知識の蓄積が、矯正施設において効果的な治療を行うための最善の方法を見極める力を向上させるという信念があるのである。実際、知識の構築は、知識の破壊と同じくらいに重要である。より一般的には、こうしたアプローチは、科学的犯罪学が、ポリシーニングや状況の犯罪予防など、他の領域で「何が有効か」についての知識を生み出すことができると仮定しているということを理解しなければならないであろう。

第4は、「純粋な研究は崇高な活動であるが、犯罪を減らすことができる知識を生み出すことも、犯罪学者にとって同様に正当なことである」という原則である。矯正政策と実践をエビデンスベースとすることに失敗すれば、現在のように効果のない介入が横行することが確実となるだけである。犯罪学者が「矯正において何をすべきか」という説得力のある青写真を提供できない限り、われわれはブートキャンプのような、非行少年や犯罪者を傷つけ、公共安全を害する可能性のあるプログラムを抱え込むことになるのである。国家統制の行使は固有の悪ではなく、効果的で人道的な介入を促進するために使用されるべき資源である。その作業は大変なことではあるが、それだからこそ、犯罪学者はこの作業を他人任せにしてはならないのである。

第5は、「科学的犯罪学に有効なものは、先験的に、ある分析レベルや理論的観点に限定されるものではない」という原則である。つまりは、より効果的な介入の基礎となる犯罪学的知識を構築するために、科学を利用するのである。「Nothing Works」という専門的イデオロギーは、犯罪者の個人差を原因とする理論は正しくなく、したがって、効果的な介入の基

礎を形成することができないと、先験的に仮定しているのである。これに対して、「What Works」パラダイムでは、犯罪に関わる個人の傾向には異質性があり、それは個人的特質と社会的状況への拡散的な曝露の双方を反映していると考えるのである。現在のところ、反社会的な態度や関係、誤った認知、低い自制心、機能的でない家族関係など、犯罪の近因は遠因よりも介入しやすいことを示す研究が盛んである。しかし、このような現状は、犯罪者個人のレベルを超えた社会的な取り決めを対象とした介入が、例えば、特定の住宅、福祉、雇用政策など、犯罪の関与にどのような影響を与えるかを体系的かつ実践的に調査してこなかった犯罪学者の失敗を反映しているのではないかと思われる。それ以外には、「What Works」アプローチが異なる分析レベルで、あるいはそれを超えて機能しない理由は、本来ないはずなのである。

第6は、「科学的犯罪学は、本当に効果のあるものを無視した犯罪学よりも、世の中をより良くする結果をもたらさだろう」という原則である。「Nothing Works」ドクトリンは、いわば、科学に基づかないフィクションのようなものである。ヴァン・ヴォーリス（Van Voorhis）の言葉を借りれば、「成功を無視することの代償は、何もしない不作為か、間違ったことをする誤った行動を支持することのどちらかに追いやられることである。特に、犯罪学者がより多くの社会正義を求めることを好むのは不愉快である。たとえそのような発言が、現在矯正施設にいる犯罪者の生活を実質的に変えることがないとしても、聖歌隊の前で演説し、専門の同僚から賞賛を浴びることを好むような言動である。そうではなくて、何が有効であるかという知識を構築することで、現実の世界や人々の生活に役立つプログラムを育成することを考えなければならないのである」<sup>30)</sup>と。

---

30) Van Voorhis, P, "Correctional Effectiveness: The High Cost of Ignoring Success," *Federal Probation*, 1987, Vol. 51, pp. 59-62.

## 7 おわりに

以上、「Nothing Works」から「What Works」への専門的イデオロギーの変遷を眺めてきたが、21世紀の犯罪学と矯正の研究は、どのような信念、どのような専門的イデオロギーに導かれるべきなのだろうか。ここにおいても、カレン教授とゼンドロウ教授の見解を参考にして論述しておくことにしたい。

すでに概観したように、1960年代後半から1970年代にかけて、犯罪学は、その根底に流れる前提において、パラダイムの転換を経験したことを示唆してきた。矯正システムを改善するために知識を活用しようとする実証主義犯罪学の専門的イデオロギーは、国家統制が行使されると「何も機能しない」ことを示し、より大きな社会正義が犯罪に対する解決策であると主張しようとする犯罪学に取って代わられたのである。このパラダイムの転換は、少なくとも部分的には、旧来の犯罪学的パラダイムが、問題を改善するための解決策を提供することができなかったために、可能になったとさえ言えるのである。しかし、それはまた、新しい世代、そしてそれに続く世代の学者たちが、自分たちの仕事をどのように見えていたかを形成する、学問外でも学問内でも起こった出来事の産物でもあったのである。

新しい専門的イデオロギーは魅力的であった。なぜならば、そこでは、犯罪学者を社会的不公正の被害者の側に置き、犯罪学者は、資本主義の定着した権力に対抗するための高貴な存在に見えたからである。それは、抑圧を正当化する偽善を暴き、平等な正義の主張のもとで不平等がいかに栄えたかを示し、非常識な強硬策を正当化する社会の迷信を打ち消すことに専念する集团的「脱構築主義者」になれというものであった。そこにおいては、犯罪学者は強力な勢力と闘っており、知識の破壊が、犯罪学者の武器であったのである。

しかし、この専門的イデオロギーの限界は、今や明らかである。それは、矯正に前向きな議題を提供することができない、つまり、何が本当に

効果的なのかを必要な人に伝えることができないという処方箋であったからである。犯罪学者は、やってはいけないということはできるが、「何をなすべきか」とは言えないという、否定的な人たちの集まりになってしまったのである。実際、知識の構築、つまり単なるイデオロギーではなく、データからくる説得力のある知識がないために、犯罪学者は、犯罪者への害を減らす必要性について、価値観に満ちた意見しか述べることができなかった。つまり、どうすれば犯罪を効果的かつ合理的に減らすことができるのか、科学的な根拠に基づく答えは全くなかったというのが現実である。

過去四半世紀にわたる専門的イデオロギーは、衰退していないどころか、死んでしまっているのである。しかし、この専門的イデオロギーは、いまだに犯罪学者のほぼ全員が、矯正施設にどのようにアプローチするかを決定する上で、重要な役割を果たし続けている。それは良いことである。知識の破壊は、犯罪学者が果たすべき役割の一部のだからである。しかしながら、このような専門的イデオロギーの覇権は、その有用性を失い、逆効果になってしまったのではないかと思う。これからの課題は、科学を使って、「何をしてはいけないか」だけでなく、「何をすべきか」を教えてくれる、証拠に基づく矯正政策を開発することである。そして、その課題の核心は、犯罪の本質と犯罪者に対抗するために何が有効かについての知識を構築するために、科学的犯罪学に取り組むという、われわれの犯罪学の分野特有の能力を活用することである<sup>31)</sup>。

---

31) 2022年2月8日、国連アジア極東犯罪防止研修所の主催する、「刑事政策公開講演会」が、日本刑事政策研究会とアジア刑政財団の共催により、Zoom ウェビナーによるオンラインで開催された。北アイルランド・クイーンズ大学のシャッド・マルナ(Shadd Maruna)犯罪学教授の「犯罪学における‘当事者の経験’の研究、そして犯罪からの離脱」と題する講演において、デシスタンス(犯罪・非行からの離脱)研究のモデル論としてはあるが、「Nothing Works」から「What Works」へと変遷した専門的イデオロギーは、さらに「What Works(何が有効か)」から「How Does it Work(どのように有効か)」へ変遷しつつあるという問題提起があった。新しい専門的イデオロギーの萌芽

## 犯罪者処遇プログラムの有効性に関する評価理念の変遷

われわれ犯罪学者は、論理実証主義に対する批判や、蓄積された科学的知識が社会の進歩を不可避的にもたらす過程を知らないわけではない。しかし、犯罪学がどうあるべきかという選択には、コストとベネフィット、危険性と可能性とがある。それゆえ、もしわれわれ犯罪学者がどちらかの選択を試みるのであれば、犯罪学は、科学的知識を用いて世界を改善・改良すべき学問であると信じる人たちと同じ道を歩むことになるであろう。矯正施設ではすでに、かなり少数の研究者の努力によって、効果的な治療の原則に関する「What Works」の知識ベースが生み出され、さまざまな管轄区域の矯正職員が矯正的介入をどのように見て、どのように実施するかを実現していることがわかる。しかし、このような選択を今後も積極的に推進することは、犯罪学者を無用の存在とし、犯罪対策と実践を、その実務的知識にのみ委ねる恐れがあるのである。実践を伴わない理論は「空虚」であるが、同時に、理論を伴わない実践は「無謀」である。理論と実践が相俟った専門的イデオロギーの台頭が今何よりも望まれるのではないだろうか。

---

が、そこに見られるように思われる。

## **Changes in Evaluation Ideology Regarding the Effectiveness of Offender Treatment Programs: From Nothing Works to What Works**

Tetsuya FUJIMOTO

### **Summary**

The author has long wondered why the basic ideology of offender treatment in the West, especially in the United States, shifted from therapeutic justice (rehabilitation model) to punitive justice (justice model) after 1975. The author has sought a distant cause in the oil crisis of 1973 as the social background for this transition, and has also considered the direct cause in the conclusion of the evaluation study conducted by Robert Martinson and others on rehabilitation programs, the view that “Nothing Works” itself is the cause. He believed that it might be in.

Indeed, until the late 1960s, American criminologists believed that the scientific study of the causes of crime formed the basis for individualizing treatment to reduce recidivism. In other words, they believed that criminals had some cause for committing crimes, and that the search for and elimination of these causes was an important measure to prevent recidivism.

Around the mid-1970s, however, these ideas collapsed and were replaced by the professional ideology of “What Works,” which emphasized that the causes of crime are structural and that crime can only be reduced through social justice.

The author is pleased to announce that this new vision of “What Works,” if accepted, will contribute to the evolution of criminology as a discipline and as a common property of both “criminals” and the “maintenance of public order,” more than the “Nothing Works” doctrine, as Professors Francis T. Cullen and Paul Gendreau suggested.

In this paper, I would like to analyze the differences and changes between the concept of “Nothing Works” and the concept of “What Works” with reference to the co-authored papers by both professors, in order to solve my own question that I have been asking myself for years.